

主 文

原判決を取消す。控訴人の被承継人兵庫農農業委員会が昭和二五年一月二六日附、昭和二六年三月一日附及び同年六月二一日附を以て、原判決添付別紙第一乃至第三物件目録記載の各土地（但し第一物件目録中、西宮市 a 町 b 番地の c 畑二反八畝一步を除く）の買収計画に対する被控訴人の訴願を夫々棄却した裁決はいずれも之を取消す。訴訟費用は第一、二審共控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする」との判決を求めた。当事者双方の事実上の陳述及び証拠の提出援用認否は、控訴代理人において「昭和二九年法律第八八号農業委員会等に関する法律附則第二六項により兵庫農農業協議の成立した同年八月二〇日を以て本件訴訟の控訴人たる地位は兵庫農農業会に受けついただのものである。次に原判決は日本国国有鉄道法（以下国鉄法と略称する）第六三条か同法又は他の法律により別段の定めをした場合を除く外国鉄を国と、国鉄総裁を主務大臣とみなすと規定していることから、旧自作農創設特別措置法（以下目創法と略称する）にも当然その適用があるものと説いている。しかしながら右第六三条の規定は国鉄法制定の趣旨及び国鉄の法的性格を参酌し、統一合理的に解釈されねばならないのであつて、その趣旨とするところは、国鉄事業の性格と経営規模からみて、一般私企業と同様の法令の拘束を受けるのは妥当でないから、一般私企業に対しては道路運送法電気事業法土地収用法その他種々の法令によつて煩瑣な手続が要求されているが、国鉄に対してはこれらの法令の適用に当つては政府が直接経営していた場合と同様に、国鉄を国の行政機関とみなし、これら法令の拘束を受けないこととし、国有鉄、道事業の能率的運営を確保するために設けられた規定であるとして、従来政府直営を廃して国有鉄道事業を政府から独立して別個の法人である国鉄をして経営せしめようとする国鉄法本来の目的を無視して政府直営時代より広汎な特権的地位を国鉄に保障しようとするものでは決してない。このことは国鉄法第一条がその目的について企業性を十分に発揮し能率的合理的運営を図り、以て公共の福祉を増進させるため従来官庁機構とは別個独立の経営主体として設立されたことを明にし、第二条において、国鉄に対し国の行政機関とは別個独立の法人格を附与し且附則第二項により従前国鉄事業特別会計に属していた資産は同法施行と共に国鉄の資産として引継がれることになつた。かような従来官庁機構より独立した公共企業体たる国鉄を創設した所以は合理的能率的運営の要請であり、之を法的に具体化したものが国鉄法第二条であるから、国鉄の法人格はその基本的性格であり、之と積極的に抵触する限度において、同条の規定の適用は排除されるものである。即ち、従来国有財産として運輸大臣の管理していた農地は別個独立の権利主体である国鉄の創設によつてその所有に帰するに至つたので、かような農地を国有地とみなす余地は全く存しない。若し原判決のごとく、国鉄が政府機関で、国鉄所有地即ち国有地であると解するとき、国鉄の基本的性格を無視し、その所有財産もそれ自体の権利をも否定することとなり、国鉄を国が独立の法人とした趣旨のすべてが没却される結果となる。次に原判決は旧自創法が国鉄法第六三条において除外する財政法その他の国の会計を規律することを目的とする法令に該当しないから、旧自創法上国鉄所有地は国有すなわち政府所有地とみなされ、政府所有地と同一の取扱を受けるものであつて、本件農地を旧自創法施行令第一二条による管理換の手続によらずになした買収計画並に兵庫農農業委員会の訴願裁決も違法であるとするが、凡そ自創法によると否とに拘らず、国有地である以上国有財産として国有財産法の適用を受くべきであるが、同法第二条において国有財産とは国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により若しくは寄附により国有となつた財産であると規定しており、又国鉄法附則第二条において国有鉄道事業特別会計の資産は国鉄が引継ぐことを規定し、国鉄法施行法第四条はその権利義務を国鉄が承継することを規定する。更に国鉄法第三六条は国鉄の会計及財務に關しては本章の定めるところによることとし、国の会計と別個の日本国有鉄道会計規定によるのであり、同法第六三条で国有鉄道を国と、国鉄総裁を主務大臣とみなす規定の適用についても、財政法その他国の会計を規律することを目的とする法令を除くとあるのも明文を以て同条の適用を排除した場合に限るものでなく、国鉄法の他の規定に示された国鉄の基本的性格と抵触する場合をも含むものと解され

がないから、順次被控訴人の主張につき考察する。先ず本件土地が旧自創法にいわゆる農地であるか否かの点については、昭和一七
年に国の買収するまでは耕作地であつたことと当事者間に争がなく、この事実、成
立に争のない乙第一、二号証、第一〇号証第一二乃至第一五号証、原審人D、
A、E、F、当審証人A、Bの各証言並に各検証の結果を綜合すると、この土地は
古くから耕作に供されて来た田畑であつて、昭和一七一年に買収された後、戦争
が苛烈となり、鉄道敷設工事の着手も一時見送りの状態となり、一方此の土地の
前の耕作者は買収の後も引き続き耕作を行い、昭和一八一年以降は国との間又昭和
二年以降は被控訴人との間に使用承認期間を一年毎に更新し、且つ一定年額の使
用料を納付しながら今日に至るまでこの土地を耕作して来たもので、右使用料の
和二四、五年以降は一般の小作料と殆ど差のないものであつたことが認定でき
る。而して自創法に所謂農地即ち「耕作の目的に供される土地」とは現に耕作に
供されているか或は休耕地のようになつて少くとも耕作に供せられ得る土地であ
つて、その耕作も土地所有者以外の者によつてなされる場合、それが所有者の意
思に反するものでないことを要するものと解する。待つて農地であるか否かの判
断においても土地所有者の意思を無視することはできないが、土地所有者の主観
的な意図のみによつて土地の法律的性格が変更されるものではないから、国が鉄
道増設の目的で買収したからとて、その後も従来と全く同一の状態において引続
き今日まで国乃至被控訴人の承認の下に第三者により耕作の用に供せられて来
た以上、之を農地と認むべきこと勿論であつて、本件土地が農地にあらずとの被
控訴人の主張は採用できな
い。次に右土地が所謂小作地であるか否かの争点についても、先に認定した
り従前の耕作者が引続き国乃至被控訴人に定額の使用料を支払つて耕作をして
来たのであつて、殊に最近の使用料は一般の小作料と大差がなかつたのである
から、右は私法上の賃借契約に基く小作関係と見るのが相当であつて、之を以
て用地確保の便法としてなされた一時的使用の承認であつて私法上の賃借関係
ではないと
被控訴人の主張は失当である。

進んで、国鉄法第六三条により被控訴人所有農地を旧自創法上政府所有農地とし
て取扱うべきか否かについて考察する。

国鉄は従前純然たる国の行政機関によつて運営されて来た鉄道事業を經營し、能
率的な運営によりこれを発展せしめ公共の福祉を増進することを目的として設立さ
れた公法上の法人で、国家に対して自主性を有する点もあるが、資本金は全額政
府の出資にかかり、その公共性は極めて高度で、国家はこれに対し、運輸大臣
の監督下に置き、業務の運営、予算會計などの面において広汎な統制権を保有し、
一方国鉄職員は其の身分についても法令により公務に從事する者となされ、一
定の事由あると組合、健康保険法、国家公務員災害補償法、失業保険法等の関
係において同法第五六条第二項は恩給の給与等については日本国有鉄道行政
庁とみなすとの規定を明瞭に示している。而してこれらの規定を受けて同法第
六三条が道路運送法、電氣事業法、土地収用法その他の法令（国の利害に関係
のある訴訟については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をし
る場合を除く）の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別
段の定をしる場合を除くの外、国鉄を国と国鉄總裁を主務大臣とみなすとの
規定を明瞭に示している。而して旧自創法及びその附属法令は後に説明する
例外的部分を除いては、原則として右第六三条に所<要旨第一>謂国の會計を
規律することを目的とする法令と解することはできない。以上に列挙したよう
な観点から考へる</要旨第一>と、旧自創法及びその附属法令においていわゆる
政府とあるは後に説明するとおり、国の會計を規律することを目的とする法令に
該当せぬ限り国鉄もこれに包含されるものと解すべきであり、従つて旧自創
法施行令第一二条も国鉄所有農地に適用され、従つて又同条により国鉄所
有農地について市町村農業委員会が自農創設の目的に供することを相当と
決定するには都道府県農業委員会の承認がなければ効力を生ぜず、而もこ
の承認については当該農地の所管大臣に相当する国鉄總裁の認可を受けな
ければならない趣旨と解する。但し国鉄法第六三条が前示のごとく、国
有財産法等国の會計を規律することを目的とする法令の適用を除外して
いるのであるから、旧自創法及び同施行令の規定中においてもこの種に属
する規定は当然適用を排除せられるものと解しなければならぬのであり、従
つて旧自創法

